



【重要】新型コロナウイルス感染症への対応（1月8日～）

1月7日（木）、政府は、一都三県に対して緊急事態宣言を発出いたしました。1月7日には、市川市教育委員会からの「緊急事態宣言発令時における学校の対応について」の文書を配付し、追加事項を含めて保護者メールを配信いたしました。対応の期間は、期間は2月7日までとなっておりますが、緊急事態宣言が延長された場合は、対応も継続することとなります。

学校の休校が求められているわけではなく、これまで通りに学校生活を継続いたしますが、「緊急事態であること」を重く受け止め、次の留意事項にそって対応して参ります。

（ ○…今回新たに、取り組む事項 □…ガイドラインを強化した事項 ）

原則 □ マスクの常時着用（休み時間・体育を含む）、三密の回避、手洗いの徹底

学校教育活動 ○ 部活休止、校外学習休止・延期、学校行事休止・延期（心電図を除く）

□ 原則学級単位の学び（学年や学校全体の学びを制限）、来校者の制限

学習活動

- 教育課程・音楽…合唱・合奏等、大きな声、飛沫などが想定される活動の制限
- ・ 体育…密集、近距離、組み合わせなどの運動の制限、マスク着用
- ・ その他の教科…大声、飲食を伴う活動の休止
- ・ クラブ・委員会（常時活動は必要最小限）・チュータータイム休止（上記により、下校時刻が20分～40分早くなります。）

保健・給食

- 給食時の飛沫防止指導再確認（配膳、片付けを含め給食中は会話をしない）
- 消毒・検温・換気（適切な防寒着の着用許可）は現状の対応を継続

教育課程外

- まなびクラブの休止、チュータータイムの休止、施設開放の休止
- 学校運営協議会（2/5に予定）は、書面開催
- PTA活動の工夫（集金業務を広い場所など）
- ・ 保育クラブ継続、
- ・ 入学説明会は、保護者の間隔を空けて実施・体験入学は中止。

コロナ専用電話の運用について

1/12～2/7 緊急事態宣言が解除されるまでの期間について、PCR検査や抗原検査を受ける場合、検査結果の連絡は、必ずお願いします。平日は学校 370-0300 に電話をしてください。土日については、9時～16時の時間内にコロナ専用電話 070-3348-7306 に連絡をお願いします。なお、本人や家族が検査を受けることになった時点で登校はお控えください。本人や家族が陽性になった場合は、保健所や医療機関の指示のもと登校再開日を決めていきます。

校内、園内での感染防止をさらに徹底するため、ご家庭で家族の方が発熱等の体調不良がみられる場合には、お子様の登校をお控えいただき、ご家庭で体調管理をお願いいたします。この場合は、欠席扱いといたしません。これまで通り感染の不安等により欠席される場合も欠席扱いといたしません。今後、新たな対応をする場合、予定の変更が生じる場合などにはご連絡いたします。

※ 大洲の桜1月号の「12月の表彰」の氏名に誤りがありました。大変失礼いたしました。

市川市読書感想文コンクール 優秀 3年 岩上 智香